

令和5年度第7回多良木町議会(1月会議)

| | | | | | | |
|----------------|-----------|-----|-----------|----------|----------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和6年1月24日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 令和6年1月24日 | | 午前10時00分 | |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 令和6年1月24日 | | 午前10時18分 | |
| 応 招 (不 応 招) | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| 議員及び出席 | 1 | ○ | 宇佐 信行 | 6 | ○ | 久保田 武治 |
| 欠席議員 | 2 | ○ | 坂口 幸法 | 7 | ○ | 豊永 好人 |
| ○ 出席 | 3 | ○ | 林田 俊策 | 8 | ○ | 猪原 清 |
| × 欠席 | 4 | ○ | 魚住 憲一 | 9 | ○ | 落合 健治 |
| △ 不応招 | 5 | ○ | 源嶋 たまみ | 10 | ○ | 前田 文 |
| 会議録署名議員 | 6番 | | 久保田 武治 | 8番 | | 猪原 清 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事務局 長 | | 浅川 英 司 | 議事参事 | | 山本 美 和 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 職 名 | | 氏 名 | 職 名 | | 氏 名 |
| | 町 長 | | 吉瀬 浩 一 郎 | 副 町 長 | | 日 田 雅 仁 |
| | 総務課 長 | | 岡 本 雅 博 | 住民ほけん課長 | | 竹 下 政 孝 |
| | 総務課 | | 中 村 綾 子 | 住民ほけん課 | | |
| | 企画観光課長 | | 林 田 浩 之 | 危機管理防災課長 | | 椎 葉 純 |
| | 企画観光課 | | 佐々木 英 人 | 危機管理防災課 | | 多 田 哲 弥 |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第39号 | 動産の買入れについて |
| 議案第40号 | 多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第41号 | 令和5年度多良木町一般会計補正予算（第6号） |

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、地方自治法第 121 条第 2 項に基づき、本会議の説明員出席については、町長、副町長及び関係課のみとしております。

ただいまから、令和 5 年度第 7 回多良木町議会(1 月会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番久保田武治議員、8 番猪原清議員の両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長(吉瀬 浩一郎君) おはようございます。それでは、令和 5 年度第 7 回多良木町議会(1 月会議)の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、条例等といたしまして、動産の買入れについてが 1 件、多良木町手数料条例の一部改正が 1 件、令和 5 年度補正予算といたしまして一般会計補正予算(第 6 号)が 1 件、合わせて 3 件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明いたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。

以上、私からの提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 2 「議案第 39 号」 動産の買入れについて

○議長(宇佐信行君) 町長の提案理由の説明が終わりました。それでは、日程第 2、議案第 39 号、動産の買入れについてを議題といたします。

説明を求めます。椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉 純君) それでは、議案のほうをお開きください。議案の 2 ページ目になります。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 39 号、動産の買入れについてご説明申し上げます。

次のとおり、動産を買い入れるものでございます。

1、買入れ物件、(1) 種目、災害用備蓄倉庫、(2) 構造、軽量鉄骨造平屋建て、(3) 延べ床面積、168.45 平方メートル、(4) 数量、1 棟、2、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1577 番地 4、有限会社丸昭建材店多良木店 代表取締役 有森博昭、3、契約の方法、見積りによる契約、4、買入価格、999 万 9,990 円、5、納入期限、令和 6 年 3 月 22 日でございます。

提案理由につきましては、予定価格が 700 万円以上の動産の買入れをするには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 39 号、動産の買入れについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 40 号」 多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

- 議長（宇佐信行君） 次に、日程第 3、議案第 40 号、多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。
説明を求めます。竹下住民ほけん課長。
- 住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、議案は 3 ページになります。
議案第 40 号、多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。
多良木町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。
説明につきましては、議案説明資料のほうでご説明いたしますので、そちらをお開きください。ページは 1 ページになります。
では説明資料の 1 ページ、よろしいでしょうか。主な内容でございますけれども、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、既存の条例の一部を改正するものでございます。
まず 1 項、一部改正を要する理由でございますが、戸籍法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 1 日から施行され、本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍・除籍の謄本を請求できるようになる広域交付制度が開始される運びとなっております。
さらに、今後予定されている行政手続における戸籍謄抄本の省略及びオンライン上での行政手続をする際の戸籍電子証明書の発行に関する事項も併せて改正されております。
また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令も改正され、令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料の新たな設定など、戸籍法の一部改正と併せて各市町村の手数料条例の改正が必要となりました。
次に 2 項、一部改正の概要でございますが、1 号、改正箇所は別表戸籍の項になります。
2 号で改正の主な内容でございますが、ア、「戸籍謄抄本交付手数料（広域交付を含む。）」に改めております。
イ、「除籍謄抄本交付手数料（広域交付を含む。）」に改めております。
ウ、届出・申請の受理証明手数料に「届出書等情報の内容証明」を加えております。
エ、届出その他の書類の閲覧手数料に「届出書等情報の内容を表示した閲覧」を加えております。
オ、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」を新たに規定し、手数料の額を 1 件

あたり 400 円に定めております。

カ、「除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」を新たに規定し、手数料の額を 1 件あたり 700 円に定めております。

なお、オとカにある 400 円と 700 円につきましては、米印にあります電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合又は同一事項の戸籍・除籍の謄抄本及び戸籍・除籍証明書を同時に請求する場合は手数料の徴収をしないというように、重複して徴収しないことを規定しております。

最後に施行期日でございますけれども、附則で令和 6 年 3 月 1 日からと定めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 41 号」 令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 4、議案第 41 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは、議案の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 41 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明を申し上げます。

令和 5 年度多良木町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,149 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 3,797 万円とするものでございます。

これからの説明につきましては、議案説明資料を用いて説明をさせていただきますので、そちらの 2 ページをお開きください。

今回の一般会計補正予算の主な内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及び能登半島地震支援に係る費用の追加でございます。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入でございます。款の 14、項の 2、目の 1、節の 1、総務費補助金で 3,458 万 3,000 円の増額でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。今回は交付限度額の 8 割程度が交付されることになりました。残りの 2 割相当分につきましては、令和 6 年度に交付をされる予定となっております。住民税均等割世帯給付金といたしまして 2,644 万 5,000 円、子育て世帯加算給付金とい

たしまして 813 万 8,000 円が交付をされる見込みです。

次に款の 19、項の 1、目の 1、節の 1、繰越金で 691 万 3,000 円の増額です。これにつきましては、今回の補正の一般財源として追加をするものでございます。

次に、歳出でございます。款の 2、項の 1、目の 22、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費で 4,019 万 6,000 円の増額でございます。事務費といたしまして、電算システムの改修委託を含めまして 294 万 6,000 円。交付金でございますが、住民税均等割世帯給付金として 2,800 万円でございます。これは対象世帯数見込みでございますけれども、280 世帯の 10 万円ということでございます。次に子育て世帯加算給付金で 925 万円です。対象人数ですが、これも見込みでございますけれども、185 人分です。110 世帯に相当いたします。その掛ける 5 万円ということでございます。

次に款の 3、項の 3、目の 2、能登半島地震支援費で 130 万円を追加するものでございます。国の応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣に要する経費でございます。熊本県につきましては、石川県輪島市への派遣が決定されております。節の 3、職員手当等、超過勤務手当で 20 万円。節の 8、旅費、普通旅費でございますが、これで 100 万円。節の 10、需用費で消耗品費で 10 万円でございます。これから 3 月までの職員の派遣でございますけれども、4 名ないし 5 名程度を見込んでいただいております。

末尾に給与費明細書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調製につきまして、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行君） 令和5年度第7回多良木町議会（1月会議）を閉じます。
(午前10時18分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員